

## 北九州 E S D 協議会 会則

### (設置)

第1条 北九州 E S D 協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 協議会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 持続可能な社会の実現を目指し、環境保全、経済開発、社会発展の側面から総合的な教育をさまざまなレベルで進めていくこと。
- (2) 情報を共有化し、さまざまな主体を構成員とする合意形成組織として協議会を設置することにより、国連大学が提唱する持続可能な開発のための教育(以下、「E S D」という。)の推進に関する地域拠点(以下、「R C E」という。)として地域レベルの活動体制を構築し、「真の豊かさ」にあふれるまちづくりをより幅広く広域的に行うこと。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) E S D 推進構想や事業実施計画の策定
- (2) E S D に取り組む各組織間の連携や交流、連絡調整
- (3) 地域全体の E S D に対する知識・理解の向上のための啓発
- (4) R C E に関すること
- (5) その他地域の E S D の推進に関すること

### (組織)

第4条 協議会は、各種団体(以下、「会員」という。)と個人(以下、「個人会員」という)の会員で組織する。

2 具体的な取り組みへの迅速な意思決定機関として、協議会の下に運営委員会を設ける。

### (役員)

第5条 協議会に代表1名・副代表若干名・監事2名を会員の互選により置く。

- 2 必要に応じて若干名の顧問を置くことができる。
- 3 役員の任期は二年とする。役員に欠員が生じた場合は補充することができる。この場合において、補充された者の任期は前任者の残存期間とする。役員の再任は妨げない。

### (職務)

第6条 代表は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある場合はその職務を代行する。
- 3 監事は、出納その他の事務を監査する。
- 4 顧問は、必要に応じて会議等に出席し、協議会の運営及び活動上の諸問題に関し意見を述べることができる。

(会議)

第7条 総会、役員会、運営委員会で構成する。

- 2 総会は代表が必要に応じて招集し、代表が議長となる。
- 3 総会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 総会の議事は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は代表が決する。
- 5 役員会は代表が必要に応じて招集し、代表が議長となる。
- 6 役員会は、代表、副代表、監事で構成し、協議する。
- 7 運営委員会は、運営委員長が必要に応じて招集し、副代表が運営委員長となる。
- 8 運営委員会は、副代表1名及び各プロジェクトリーダー等で構成し、議長は互選とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため事務局を設ける。

(経費)

第9条 協議会の運営経費は、次のものをもってあてる。

- (1) 助成金、補助金
- (2) 会費
- (3) その他の収入

(暴力団員等の排除)

第10条 会員は、次のいずれかに該当してはならない。

暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであること。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は代表が別に定める。

付則 この会則は、平成18年9月28日から施行する。

付則 この会則は、平成19年10月24日から施行する。

付則 この会則は、平成21年4月1日から施行する。

付則 この会則は、平成22年4月1日から施行する。

付則 この会則は、平成24年6月8日から施行する。

付則 この会則は、平成27年6月12日から施行する。

付則 この会則は、平成28年6月24日から施行する。

付則 この会則は、平成29年4月1日から施行する。

付則 この会則は、令和元年6月25日から施行する。